

中津市地域おこし協力隊募集要項

1、概要

中津市は大分県の北の端、福岡県との県境にあり、平野部の中津、三光、山間地の本耶馬溪、耶馬溪、山国の5つの地域があります。このうち、三光・本耶馬溪・耶馬溪・山国は旧下毛地域と呼ばれ、過疎地域に指定されています。市の8割は中山間地域で占められ、山国川流域の山間部から周防灘沿岸部まで自然に恵まれた地域です。

とくに旧下毛地域では少子高齢化による過疎化が進み、地域活力の低下や農林水産従事者の担い手不足、伝統芸能等の後継者不足などの影響が出始めています。

中津市では、過疎化が進行する地域の活性化に意欲的に取り組む都市住民を受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、一定期間以上、農林漁業の応援・住民の生活支援等の各種地域力活動に従事してもらいながら中津市への定住・定着を図る取り組みをしています。

2、募集人員

中津市全体で6名を募集します。地域振興と一次産業の2分野があります。

募集人員は次のとおりです。

【地域振興】

- 三光支所管内 1名
- 本耶馬溪支所管内 1名
- 耶馬溪支所管内 1名

【一次産業】

- 山国支所管内（農業） 3名

3、基本的活動内容

- ◆ 移住交流事業の支援
- ◆ 地域資源の発掘及び振興
- ◆ 農林業の振興に係る支援
- ◆ 集落の生活環境維持に係る支援
- ◆ 地域行事に係る支援
- ◆ 活動計画及び日報の作成、活動情報の発信（FB、HP、SNSなど）
- ◆ 上記以外に魅力再発見に資するための活動と集落の維持活性化に係る活動

4、分野（勤務地）ごとの具体的業務内容

別紙募集概要どおり

5、募集対象

- ① 申込み時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住の人、又はこれまで地域おこし協力隊員として2年以上活動し、かつ解嘱から1年以内の人で、中津市に住民票を異動し居住できる人。
- ② 心身ともに健康で、地域住民等とのコミュニケーションを図り、地域づくり活動に意欲と情熱を持って参加できる人。
- ③ 年齢不問
- ④ 普通自動車免許（AT限定免許可）を持っている人。
- ⑤ 基本的なパソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント）ができインターネットで情報提供ができる人。

6、応募資格

【欠格事項】 次のいずれかに該当する人は、応募できません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 中津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以降において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7、勤務日数、勤務時間

- ① 基本的に月17日を勤務日とします。
- ② 勤務時間は1日7.75時間で、基本的に午前8時30分から午後5時15分までです。

8、雇用形態、期間

- ① 中津市会計年度任用職員として採用します。会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲で任用される一般職の非常勤職員です。
- ② 任用期間は任用日から1年間とします。ただし、再度の任用は2回を限度とし、3年間勤務を最長とします。次年度への更新を保証するものではありません。
- ③ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその職を解くことができることとします。
- ④ 退任後の定住を目的とした創業準備などに伴う副業については、別に申請書を提出し、許可を受けたものに限り認めます。

9、報酬、福利厚生

(1) 報酬

月額 176,000円

ただし、金額は上限であり、学歴や職歴等によっては上限に達しないことがあります。

(2) 費用弁償（通勤手当）

距離区分に応じた日額単価×実勤務日数（片道2km以上が対象です。）

(3) 期末・勤勉手当

年2回（6月と12月）期末・勤勉手当を支給します。（任用期間・勤務時間等で支給対象外となることがあります。）

(4) 休日等

原則、土曜日・日曜日・祝日並びに年末年始が休日となりますが、配属先により休日が異なる場合があります。また、規定により有給又は無給の特別休暇を付与します。

(5) 社会保険等

健康保険・厚生年金保険及び雇用保険に加入します。（任用期間・勤務時間等で支給対象外となることがあります。）

(6) 住居等

活動期間中の住居は市が用意し、家賃は市が負担します。光熱水費、生活必需品は自己負担です。原則として、勤務地管内に居住していただきます。

(4) 活動に必要な物品等

活動に必要な車両やパソコンは市が用意します。（私用での使用はできません。）

(5) その他

引っ越しにかかる費用は自己負担とします。

10、応募方法

(1) 応募期間

令和6年6月10日（月）～令和6年7月5日（金）まで（必着）

(2) 提出書類

応募用紙に必要事項を記載の上、住民票の写し、運転免許証の写しを添付して、中津市役所地域振興・広聴課移住推進係まで郵送、もしくは持参してください。

- 応募用紙は中津市ホームページからダウンロードしてください。
- 応募用紙は手書きでもデータ入力でもよいです。
- 必ず、日中でも連絡が取れる電話番号とメールアドレスを記載してください。
- 応募用紙に最近3か月以内の写真を貼付してください。

【提出先】

〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3

中津市役所 地域振興・広聴課 移住推進係あて

1 1、選考方法

(1) 第1次選考

応募用紙による書類選考及び適性検査

- 応募用紙受領後、応募用紙に記載されたメールアドレスに適性検査案内を送りますので、定められた期間内に適性検査を受検してください。
- 第2志望は必須ではありません。
- 応募用紙で書類選考を行いますので、できるだけ詳しく記載してください。
- 第1次選考結果通知は応募用紙に記載されたメールアドレスへの通知及び郵送で通知いたします。
- 応募時提出物は返却いたしません。
- 提出された個人情報、本事業の目的以外には使用しません。

(2) 第2次選考

体験プログラム及び対面式面接

- 1次選考合格者には中津市にて2泊3日の体験プログラムに参加していただき、最終日に対面式面接による選考を行います。詳細は、1次選考結果の合格者に通知します。
- 体験プログラムでは志望先分野の見学等をしていただきます。
- 自宅と中津市の往復旅費は自己負担です。
- 最終選考結果は第2次選考受験者全員に文書で通知します。なお、選考内容についての開示はいたしません。

<スケジュール>

募集・応募期間	2次選考日程	委嘱予定
6/10(月) ～7/5(金)	7/14(日) ～7/16(火)	9月1日(予定) ※配属先によって 異なる場合があります。

【問合せ先】 中津市役所 地域振興・広聴課 移住推進係 北山・伊藤
TEL：(0979)62-9033 メールアドレス：tiikishinko@city.nakatsu.lg.jp